

## 2. 平成20年度以降の国民健康保険料関係

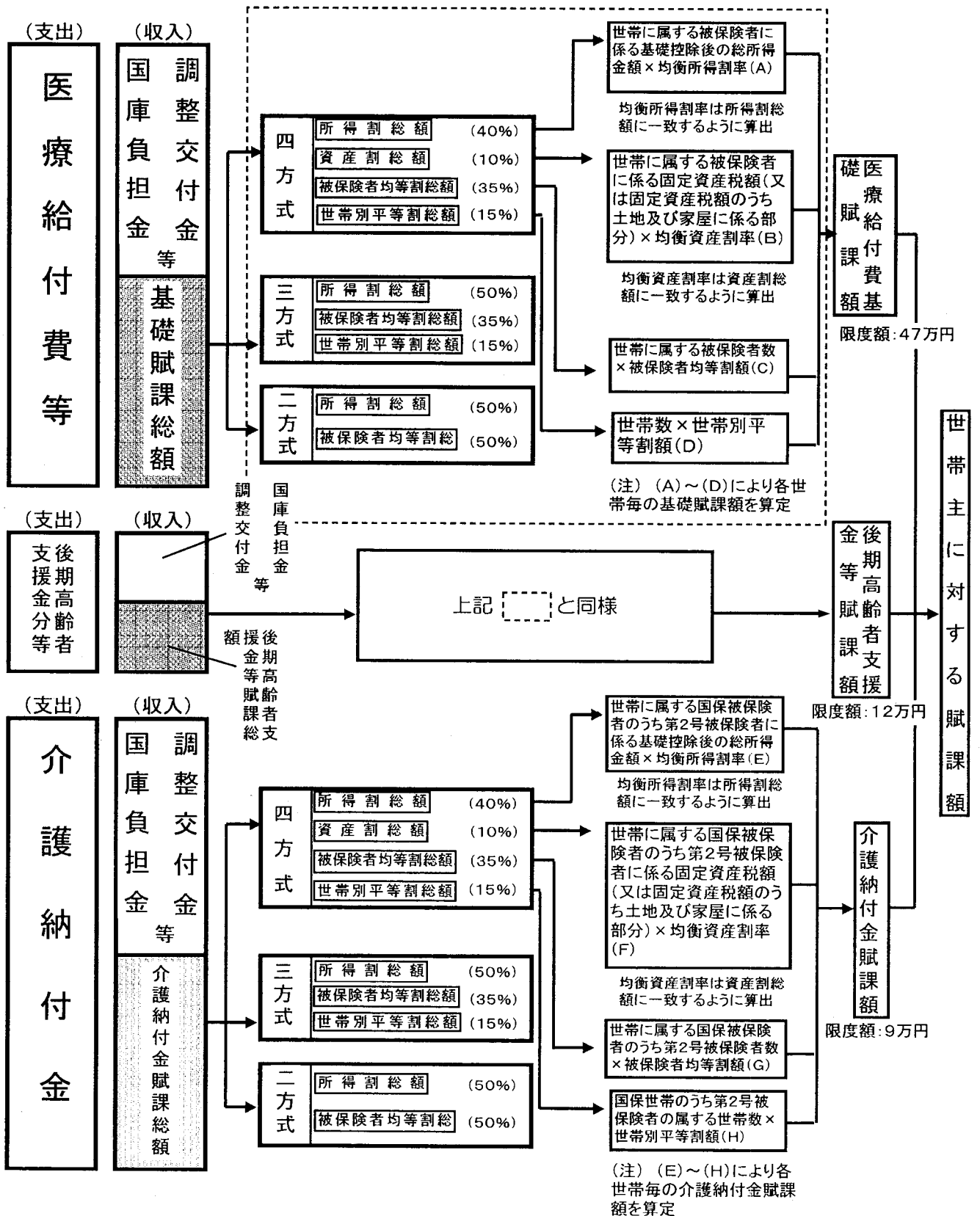
# 国民健康保険料の賦課基準(概要)

## 賦課総額

## 賦課総額の按分方法

## 賦課額の算定(例:四方式)

## 賦課額



# 後期高齢者医療制度の創設に伴う国保保険料における配慮について(案)

後期高齢者医療制度の創設に伴って、制度創設時の後期高齢者又は制度創設後に75歳に到達する者が国保から後期高齢者医療制度に移行すること（以下「国保からの移行」という。）があっても、同じ世帯に属する国保被保険者の保険料が従前と同程度となるよう、次のような措置を講じます。（制度創設後に75歳に到達する場合については、継続的な措置となる。）

## ① 低所得者に対する軽減についての配慮

軽減を受けている世帯について、国保からの移行により世帯の国保被保険者が減少しても、一定期間、従前と同様の軽減措置を受けることができるよう、所要の措置を講じます。

## ② 世帯割で賦課される保険料の軽減について

国保からの移行により単身世帯となる者について、一定期間、世帯割で賦課される保険料を軽減する措置を講じます。

### ① 低所得に対する軽減についての配慮

(例) 夫婦2人世帯 (夫(世帯主):75歳以上、妻:75歳未満)

2割軽減: [(35万円×世帯に属する被保険者数)+33万円] 以下

【現行制度】

夫、妻ともに国保

35万円×2名+33万円 →

【20年4月以降】

夫が後期、妻が国保

35万円×1名+33万円

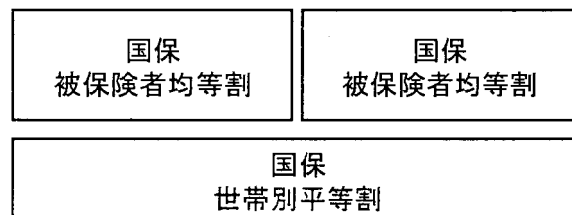


2名とする措置を講じます

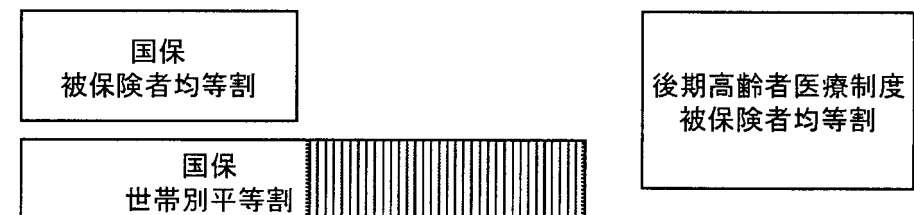
### ② 世帯割で賦課される保険料の軽減について

(概念図)

【現行制度】 夫、妻ともに国保



【20年4月以降】 夫が後期、妻が国保



軽減する措置を講じます

※ 被保険者均等割…被保険者1人当たりで賦課される保険料

世帯別平等割…世帯割で賦課される保険料

## ① 低所得者に対する軽減についての配慮(案)

軽減を受けている世帯について、後期高齢者医療制度の創設に伴って、制度創設時の後期高齢者又は制度創設後に75歳に到達する者が国保から後期高齢者医療制度に移行することにより世帯の国保被保険者が減少しても、5年間、従前と同様の軽減措置を受けることができるよう、所要の措置を講じます。(制度創設後に75歳に到達する場合については、継続的な措置となる。)

### 1. 内容

国保保険料の軽減判定の際に、国保から移行した後期高齢者(以下「旧国保被保険者」という。)の所得及び人数も含めて軽減所得の判定を行い、国保からの移行により世帯の国保被保険者が減少しても、5年間、従前と同様の軽減措置を受けることができることとする。具体的には、軽減判定の基準を以下のように改めることとする。

- ・ 5割軽減：(旧)  $33\text{万円} + (24.5\text{万円} \times \text{世帯主以外の被保険者数})$   
(新)  $33\text{万円} + (24.5\text{万円} \times \text{世帯主以外の被保険者数と世帯主以外の旧国保被保険者数の合算数})$
- ・ 2割軽減：(旧)  $33\text{万円} + (35\text{万円} \times \text{世帯に属する被保険者数})$   
(新)  $33\text{万円} + (35\text{万円} \times \text{世帯に属する被保険者数と世帯に属する旧国保被保険者数の合算数})$

### 2. 判定の手続き

賦課期日現在において当該世帯に属する世帯主、被保険者及び旧国保被保険者に係る前年度の総所得金額等及び人数により行うものであること。したがって、年度途中における世帯内の被保険者及び旧国保被保険者の増減を考慮しないものであること。

賦課期日後において世帯主が変更された場合においては、当該日における当該世帯に属する世帯主、被保険者及び旧国保被保険者に係る前年度の総所得金額等及び人数により行うものであること。

(参考)

#### ○ 旧国保被保険者

旧国保被保険者とは、後期高齢者医療の被保険者(高齢者の医療の確保に関する法律第52条の規定により後期高齢者医療の被保険者の資格を取得した日の属する月以後5年が経過する月までの間であるものに限る。)のうち、次の(ア)及び(イ)に該当する者をいう。

(ア) 後期高齢者医療の被保険者の資格を取得した日において国民健康保険の被保険者の資格を有する者

(イ) 後期高齢者医療の被保険者の資格を取得した日において同一の世帯に属する国民健康保険の世帯主(以後継続して世帯主である者に限る。)と当該日以後継続して同一の世帯に属する者(当該日に国民健康保険の世帯主であった場合にあっては、当該日以後継続して国民健康保険の世帯主である者)

## ② 世帯割で賦課される保険料の軽減について(案)

後期高齢者医療制度の創設に伴って、制度創設時の後期高齢者又は制度創設後に75歳に到達する者が国保から後期高齢者医療制度に移行することにより単身世帯となる者について、5年間、世帯割で賦課される保険料を半額にします。（制度創設後に75歳に到達する場合については、継続的な措置となる。）

### 1. 内容

基礎賦課額及び後期高齢者支援金等賦課額に係る世帯割で賦課される保険料（世帯別平等割額）を旧国保被保険者と同一の世帯に属する国保単身世帯について半額とする。

### 2. 判定の手続き

賦課期日現在及び賦課期日後において世帯主が変更された場合並びに後期高齢者医療制度創設時の後期高齢者又は制度創設後に75歳に到達する者が国保から後期高齢者医療制度に移行すること（以下「国保からの移行」という。）があった場合に、「旧国保被保険者と同一の世帯に属する国保単身世帯であるか」の判定を行うこととする。

したがって、年度途中における世帯内の被保険者の増減（国保からの移行による被保険者の減少の場合を除く。）及び旧国保被保険者の減少の際には再判定は行わないものであること。

（参考1）

○ 世帯別平等割額の算定方法

①又は②に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ①又は②に定める額であることとする。

① ②に掲げる世帯以外の世帯 世帯別平等割総額を被保険者が属する世帯の数から旧国保被保険者と同一の世帯に属する被保険者の属する国保単身世帯（以下「世帯別平等割額半額世帯」という。）の数に二分の一を乗じて得た数を控除した数で除して得た額

② 世帯別平等割額半額世帯 ①に定める額に二分の一を乗じて得た額

（参考2）（再掲）

○ 旧国保被保険者

旧国保被保険者とは、後期高齢者医療の被保険者（高齢者の医療の確保に関する法律第52条の規定により後期高齢者医療の被保険者の資格を取得した日の属する月以後5年が経過する月までの間であるものに限る。）のうち、次の（ア）及び（イ）に該当する者をいう。

（ア）後期高齢者医療の被保険者の資格を取得した日において国民健康保険の被保険者の資格を有する者

（イ）後期高齢者医療の被保険者の資格を取得した日において同一の世帯に属する国民健康保険の世帯主（以後継続して世帯主である者に限る。）と当該日以後継続して同一の世帯に属する者（当該日に国民健康保険の世帯主であった場合にあっては、当該日以後継続して国民健康保険の世帯主である者）

### ③(条例減免) 被扶養者であった者の保険料軽減について(案)

後期高齢者医療制度の創設に伴って、制度創設時の後期高齢者又は制度創設後に75歳に到達する者が被用者保険から後期高齢者医療制度に移行することにより、当該被保険者の被扶養者から国保被保険者となった者(以下「旧被扶養者」という。)について、被用者保険の被扶養者であった期間に保険料を賦課されていなかったのに対して、国保被保険者となったことで保険料負担をすることになるため、当該被扶養者であった者について、2年間、後期高齢者医療制度と類似の緩和措置を講ずるもの。(制度創設後に75歳に到達する場合については、継続的な措置となる。)

#### 1. 内容

市町村の条例減免において、旧被扶養者について以下のような措置を講ずることとする。

##### 《応能保険料》

- (ア) 旧被扶養者に係る応能保険料(所得割、資産割)について所得、資産にかかわらず賦課しない。  
(なお、世帯の軽減判定の際には、旧被扶養者に係る所得についても判定の対象とする。)

##### 《応益保険料》7割(6割)軽減、5割(4割)軽減に該当する場合を除き、

- (イ) 旧被扶養者に係る被保険者均等割を半額とする。  
(ウ) 旧被扶養者のみで構成される世帯については、世帯別平等割を半額とする。

#### 2. 対象被保険者数(推計)

約7万人

##### (参考)

##### ○ 旧被扶養者

旧被扶養者とは、国民健康保険の被保険者(国民健康保険の被保険者の資格を取得した日の属する月の翌月以後2年間を経過する月までの間であるものに限る。)のうち、次の①、②及び③に該当する者をいう。

- ① 国民健康保険の被保険者の資格を取得した日に65歳以上である者
- ② 国保の被保険者資格を取得した日の前日に被用者保険の被扶養者であった者
- ③ 国民健康保険の被保険者の資格を取得した日の前日に扶養関係にあった被用者保険の被保険者本人が、その翌日に後期高齢者医療被保険者となった場合

## 平成20年4月までの制度改正スケジュール(案)(国保保険料関係)

### 平成19年

- 10月中旬 政省令公布(特別徴収関係)、条例参考例送付  
※保険料算定基準、限度額(料・税)、緩和措置(料のみ)等の政省令については、その後速やかに公布  
※国保税の緩和措置については、12月中旬の与党税制改正大綱を経て、年度末に地方税法改正として公布される予定
- 11月中旬～  
12月中旬 各市町村の12月議会において、平成20年4月から9月までの特別徴収に係る条例の改正  
※平成20年4月から9月までの特別徴収に係るもの(別紙参照)以外の事項についてもあわせて改正を行う場合は、10月中旬に発出する条例参考令(案)で事前準備の上、政省令公布後に対応することも可能  
※国保税の緩和措置については、年度末に地方税法関係法令公布後に条例改正
- 12/10まで  
12月中旬～ 年金保険者から経由機関を通じて市町村に対し、特別徴収対象者情報を通知  
市町村において、特別徴収対象者情報と被保険者台帳を突合し、該当する被保険者について、介護との保険料(税)合算額が年金受給額の1/2を超えるか否かを判定し、特別徴収対象被保険者を特定  
※緩和措置の対象となる者については、特別徴収対象から除外して差し支えない。

### 平成20年

- ～1月中旬  
1/18まで 市町村において、1/2判定後の特別徴収対象被保険者に係るデータ作成  
市町村から経由機関に対して特別徴収依頼情報を通知(平成20年4月分の年金からの仮徴収に向けたもの)
- 1/31まで 経由機関から年金保険者に対して特別徴収依頼情報を通知(平成20年4月分の年金からの仮徴収に向けたもの)
- 2月中旬～  
3月末 各市町村の2月議会等で、平成20年度の保険料等に係る条例の改正  
※料(税)率を4月以降の改正で対応している市町村においては、例年とおりの対応でも可
- 4月1日～ 施行

**【各市町村の12月議会において、平成20年度の保険料等に係る条例の改正】**

**＜12月議会において必ず条例改正が必要となる市町村＞**

○平成20年4月から9月までの間の特別徴収を実施する市町村で、

- ①税方式の市町村においては、全ての市町村にて税条例を改正
- ②料方式の市町村においては、平成20年4月から9月までの「支払回数割保険料額の見込額」について、平成19年度分の保険料額に相当する額(\*1)の1/6として算出することが「適当でない」と認められる特別な事情がある場合(\*2)に、所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額とする取扱いを行う場合は、条例を改正

(\*1)平成19年度分の保険料額に相当する額は、当該国民健康保険の被保険者である世帯主について、国民健康保険料の納付義務が年度の初日後に発生した場合、その発生した日の属する月から平成20年3月までの月数で平成19年度の保険料額を除して得た額に12を乗じて得た額とする。

(\*2)市町村が「適当でない」と判断する場合としては、以下の場合などが考えられる。

- ①平成19年度の途中で世帯構成が変更されている場合  
(保険料額÷世帯変更後から平成20年3月までの月数×12など)
- ②保険料の算定方法を平成20年度から変更する予定で、平成19年度の保険料との差が大きいと思われる場合
- ③市町村合併による料(税)率の変更や、合併後の不均一賦課からの変更



## ＜12月議会において条例改正を行わなくても差し支えない市町村＞

○以下に該当する市町村においては、12月議会にて条例改正を行わず、平成20年2月議会等にて条例改正を行うこととしても差し支えない。

- ① システム改修の遅れなどやむを得ない事情がある場合で、特別徴収の導入が平成20年10月以降となる場合
- ② 保険料方式の市町村において、平成20年4月から9月までの間の特別徴収を実施する場合に、すべての特別徴収対象被保険者の平成20年度の支払回数割保険料額を、平成19年度の国保料額の1/6で確定した上で特別徴収依頼をする場合

\* ②の場合には、依頼時及び依頼後に次のような取扱いを行うことが考えられる。

- ・「支払回数割保険料額の見込額」について、平成19年度分の保険料額に相当する額の1/6として算出することが適当でない場合(例えば、前頁の(\*2)の①から③に該当する場合など)は、年金保険者への特別徴収依頼をしない取扱いとする。
- ・「支払回数割保険料額の見込額」については、平成19年度分の保険料額に相当する額の1/6として算出した上で、年金保険者へ特別徴収の依頼を行い、その後、平成20年6月分若しくは8月分の仮徴収額の変更を行うことで調整する。

## 国民健康保険料の緩和措置に関する賦課方法について(案)

国民健康保険料の緩和措置「低所得者に対する軽減についての配慮」については、制度改革に伴う影響を未然に緩和するため、申請を待つことなく、当初賦課において軽減の職権適用をすることが保険料算定基準の基本的な考え方である。

ただし、システム改修等の観点から、どうしても当初賦課において軽減の職権適用が困難な市町村においては、次のような方法も考えられる。

### ○ 低所得者に対する軽減についての配慮

- ① 2割軽減の判定において75歳以上の擬制世帯主を人数に含めた上で、軽減を職権適用する。

(旧)  $33\text{万円} + (35\text{万円} \times \text{世帯に属する被保険者数})$

(新)  $33\text{万円} + (35\text{万円} \times \text{世帯に属する被保険者数} + \text{75歳以上の世帯主の合算数})$

- ② 子が世帯主の場合など、法令に定める保険料算定基準による軽減対象世帯であるにもかかわらず、①では軽減の対象とならない世帯については、条例に基づき申請による軽減を行う。

この場合においては、軽減の適用に漏れがないよう、十分な周知を図り、申請勧奨を行う必要がある。

### ○ 世帯割で賦課される保険料の軽減について

法令上は厳密に世帯別平等割額の算定基準について定義するものの、システム改修等の観点から、法令に定める世帯別平等割額の算定基準を採用することが困難な市町村においては、半額となる世帯別平等割額の合算額の見込みを基礎賦課総額及び後期高齢者支援金等賦課総額に含めることで、世帯別平等割額を算出することができる。

## 国保保険料(税)の特別徴収の導入を任意とする保険者について

国保保険料(税)の年金からの特別徴収については、平成20年4月若しくは10月に支給される年金から開始することとしているが、被保険者数が少ないことや、すでに100%に近い収納率を達成しているなど、法令上、「**特別徴収を行うことが適当でないと認められる市町村**」については、現状の普通徴収による体制を維持、一定期間猶予することを可能とし、その判断基準を示したところ。(詳細については、平成19年6月14日付け国民健康保険課事務連絡「特別徴収を任意とする保険者及び被保険者について」参照)

### 【特別徴収に関する法令の規定】

#### ○保険料

「特別徴収…の方法による場合を除くほか、普通徴収…の方法によらなければならない。」

(平成20年4月施行国民健康保険法第76条の3第1項)

「ただし、当該通知に係る**第一号被保険者(「被保険者である世帯主」に読替予定)**が少ないことその他の特別の事情があることにより、**特別徴収を行うことが適当でないと認められる市町村**においては、特別徴収の方法によらないことができる。」

(平成20年4月施行国民健康保険法第76条の4において準用する介護保険法第135条第1項ただし書き)

#### ○保険税

「特別徴収の方法によって徴収するものとする。ただし、**特別徴収対象被保険者が少ないことその他の特別の事情があることにより、特別徴収を行うことが適当でないと認められる市町村**においては、この限りではない。」

(平成20年4月施行地方税法第706条第2項)

### ○「特別徴収を行うことが適当でないと認められる市町村」の判断基準

#### ①被保険者数が少ない

・平成19年4月1日現在の国保全被保険者数が、おおむね1000人未満(最大でも1,100人以下)

#### ②収納率が高い

・平成16～18年度の平均収納率が98%以上

#### ③口座振替及び納付組織の実施率が高い

・口座振替率と納付組織率の合計が85%以上(平成19年3月31日現在)

#### ④平成20年4月以降2年以内に国保システムの入れ替えに伴う大規模改修を行うことが決定しており、その改修前に特別徴収を実施するためには仮システムの構築が必要な場合(二重コストがかかるため)

## 国保保険料(税)の特別徴収を任意とすることができる被保険者について

平成20年4月若しくは10月より導入する国保保険料(税)の年金からの特別徴収は、原則、世帯内の国保被保険者全員が65歳以上75歳未満の世帯の世帯主(擬制世帯主を除く。)をその対象とすることとしているが、法令上、「災害その他の特別の事情があることにより、特別徴収の方法によって保険料を徴収することが著しく困難であると認めるもの」については、特別徴収の方法によらず、普通徴収の方法によることを可能とし、その判断基準を示したところ(詳細については、平成19年6月14日付け国民健康保険課事務連絡「特別徴収を任意とする保険者及び被保険者について」参照)

### 【特別徴収に関する法令の規定】

#### ○保険料

「市町村は、…第一号被保険者(「被保険者である世帯主」に読替予定)(災害その他の特別の事情があることにより、特別徴収の方法によって保険料を徴収することが著しく困難であると認めるもの」その他政令で定めるものを除く。…)に対して課する当該年度の保険料の全部(厚生労働省令で定める場合にあつては、その一部)を、特別徴収の方法によって徴収するものとする。」

(平成20年4月施行国民健康保険法第76条の4において準用する介護保険法第135条第1項)

#### ○保険税

「市町村は、当該年度の初日において、当該市町村の国民健康保険税の納税義務者が老齢等年金給付…の支払を受けている年齢六十五歳以上の国民健康保険の被保険者である世帯主(災害その他の特別の事情があることにより、特別徴収の方法によって国民健康保険税を徴収することが著しく困難であると認めるもの」その他政令で定めるものを除く。…)である場合においては、当該世帯主に対して課する国民健康保険税を特別徴収の方法によって徴収するものとする。…」

(平成20年4月施行地方税法第706条第2項)

## ○「災害その他の特別の事情があることにより、特別徴収の方法によって保険料を徴収することが著しく困難であると認めるものその他政令で定めるもの」の判断基準

### ○制度導入時及び特別徴収対象者判定時

- ①滞納がなく、口座振替による納付を継続している者で、今後も確実な収納が見込めると判断した場合
- ②75歳到達まで2年未満である場合であって、普通徴収の方法でも確実な収納が見込まれる場合

### ○75歳到達年度

75歳到達年度の徴収について、全額普通徴収の方法によるほうが、徴収事務等を円滑に遂行できると判断した場合

### ○保険料(税)の増額

年度途中で保険料(税)が増額した場合であって、増額分も含めた当該年度分の保険料(税)全額を普通徴収にすることが適当と市町村が判断した場合

### ○過年度分滞納がある場合

過年度分保険料(税)に滞納がある者で、現年度分(特別徴収)＋過年度分(普通徴収)という納付が難しいため、特別徴収によることが適当ではないと市町村が判断した場合

### ○その他の特別な事情に該当する場合で、特別徴収によることが適当ではないと市町村が判断した場合

※平成20年4月からの保険料(税)の緩和措置の対象となる者については、平成20年度に限り、特別徴収の対象から除外することを検討中。